

求人条件、そのままでもいいですか？

「応募者がいない」とお悩みの事業所様、ハローワークでは多くの求職者が、求人票を隅から隅まで食い入るように見つめています。もし、面接希望の電話が鳴らない時は、求人条件を見直してみませんか？これは求人条件の見直しで充足に至った、ほんの一例です。(R8.3)

製造業(溶接業務)

- ・仕事内容欄に「未経験者優遇」追記
- ・仕事内容欄に「職業訓練修了者優遇」追記
- ・書類選考結果を通知するまでの期間を短縮
→求人条件に合う対象求職者が6名に増え、
1名応募、充足完結

製造業(木製品製造)

- ・弁当代補助追記
- ・通勤手当の上限を3,000円→10,000円へUP
- ・休憩時間の内訳を記載
→応募前職場見学者が増え、応募につながり充足完結

製造業(機械工)

- ・年齢制限40歳以下→45歳へ拡大
- ・アピールポスターの作成
→求人条件に合う対象求職者が13名に増え、
1名応募、充足完結

製造業(出荷・配達職)

- ・求人票に「応募前職場見学」可能を追加
- ・賃金額の緩和
- ・アピールポスターの作成
→応募前職場見学者が増え、応募につながり充足完結

製造業(プレス加工)

- ・仕事内容をより具体的に記載変更
- ・学歴は不問へ緩和
- ・休日欄に年末年始連休であることを追記
- ・公開範囲を変更(広く公開)
→求人条件に合う対象求職者が8名に増え、
応募前職場見学後、**1名応募、充足完結**

製造業(溶接作業)

- ・仕事内容をより具体的に記載変更
- ・求人票に「応募前職場見学」可能を追加
- ・アピールポスターの作成
→求人条件に合う対象求職者が6名に増え、
1名応募、充足完結



ハローワーク三条
求人係 0256-38-5431